

令和 7 年度
マーケットイン型養殖業等実証事業（資材・機材の導入費支援）
応募資料作成要領

本書は、令和 7 年度マーケットイン型養殖業等実証事業（以下、事業という。）に養殖経営体、養殖経営グループ（以下、応募者という。）が応募する際に提出する応募資料の作成方法を取りまとめたものですので、参照の上作成してください。

1－1 応募者が提出すべき資料

支援内容	応募書類
資材・機材の 導入費支援	① 養殖業改善計画の認定申請書（別紙様式 4） ※ 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領【別記様式第 23 号】と同じ様式です。当該様式は次の URL に掲載されています。 http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/kozo_yoshiki.html ② 養殖業改善計画書（外部評価結果を踏まえて修正）（別紙様式 3） ※ 当初計画（外部評価費支援申請時）からの修正箇所が明確に分かるように、朱書きするなど工夫してください。 以下の「②-A、B、C」を、作成の上養殖業改善計画書（別紙様式 3）に貼付してください。 ②-A 導入予定資材・機材のリスト（書式例 3） （性能、形状、材質、数量、価格、導入時期、導入効果等） 項番 6－1 に貼付 ②-B 養殖生産計画書（書式例 2） 項番 6－2 に貼付 ※資材・機材の導入時期の記載は必須 ※尚、導入時期が記載予定より遅れる場合、変更申請の審査が必要となります。 ②-C 養殖業収支計画書（書式例 1） 項番 6－3 に貼付 ※収支計画書は、養殖漁業のみの場合（書式例 1）と他部門がある場合（支出は合算）（書式例 1－2）の 2 枚のエクセルシートを用意しています。漁船漁業、加工事業等養殖以外の事業が混在する場合は、書式例 1－2 を作成した上で、養殖部門の収支状況と収支計画書を書式例 1 に準じて作成してください。 ※収支計画の収入・経費の科目ごとに、算出根拠を必ず記載してください。算出根拠が 1 ページに収まらない場合は、次ページに記載してください。

	③ 見積書関連書類 ア 選定理由書(書式例4) イ 見積書(原則3社以上) ウ 理由書(書式例5) ※見積書が3社以上取れない場合。 ※見積書は、資材・機材の価格、設置場所までの運搬費、設置費、諸経費の内訳がそれぞれわかる内容としてください。運搬費等が価格に折込済みでも差支えありません。但し「諸経費」のみの記載は不可です。 ④ 応募者の事業内容や実績が分かる書類(外部評価費支援事業で提出済みのものであっても再度提出が必要です。) ア 定款 (個人事業者の場合は履歴書) イ 決算書(直近3ヵ年分) ※個人事業者の場合は青色申告書 ウ 会社パンフレット等 ⑤ 外部機関による事業性評価書の写し
--	---

1—2 応募者が提出する資料形式、資料名

(1) 資料の形式

電子メール、郵送等での提出共に、資料の形式はA4版で作成してください。

(2) 電子メールにて提出する際の資料ファイルの項番及びファイル名

応募資料を電子メールで提出する際は、下記の例のとおり提出するファイルに項番、書類の名称及び応募者名を付して提出してください。

(例)

① 認定申請書	(株)××水産
② 養殖業改善計画書	(株)××水産
③-ア 選定理由書	(株)××水産
③-イ-1 見積書	(株)××水産
③-イ-2 見積書	(株)××水産
③-ウ 三社見積困難理由書	(株)××水産
④-ア 定款	(株)××水産
④-イ-1 決算書 202303	(株)××水産
④-イ-2 決算書 202403	(株)××水産
④-イ-3 決算書 202503	(株)××水産
④-ウ 会社パンフレット	(株)××水産
⑤ 事業性評価書	(株)××水産

2 応募資料の作成要領

(1) 作成に当たって

応募者は、マーケットイン型養殖業を実現するため、どのように需要情報を獲得し、どのような養殖生産物を提供できるのかを意識しながら、生産管理と経営を事業性評価により見える化し、経営を改善するための養殖業改善計画を作成してください。

マーケットイン型養殖業への転換に必要と認められない資材・機材の導入については、支援の対象とならないので注意してください。

(2) 養殖業改善計画書（別紙様式3）

養殖業改善計画書の作成に当たっては、各設問の回答は、様式の各設問の枠の大きさに拘らずに作成してください。

水漁機構のホームページから「マーケットイン型養殖業」をクリックすると、ページ下方のお知らせ欄に（記載例）が掲載されています。必ず参照してください。以下（記載例）に沿って説明します。

外部評価結果を踏まえて作成してください。また、外部評価結果を踏まえて修正した箇所や追記箇所は、当初の養殖業改善計画書の内容と判別しやすいように朱書きや下線で示して作成してください。

① 記載内容（例）P1

応募経営体名等の記入

ア 応募者が養殖経営体又は養殖経営グループの場合には、別紙様式3の1ページの上段にその内容を記入してください。

イ **グループで事業を実施する場合**、代表者が行う事業に限らず、共同実施者が行う事業についても、代表者が行う事業として補助対象とすることができますが、**申請に当たってはグループ内の協業の関係性を明確に示す資料を添付してください。**資料を電子メールで提出する際のファイル名は「②養殖業改善計画書-補足グループ説明 (株)××水産」等としてください。

ウ 応募者が養殖経営体又は養殖経営グループ以外の者が代理し申請する場合には、別紙様式3の1ページの上段に養殖経営体又はグループの内容を記入し、下段に代理申請者を記入してください。

エ 代理人が申請する場合には、養殖経営体又は養殖経営グループとの関係性が分かるように、相関関係図等を使用して具体的に記入してください。別記資料での作成・提出も差支えありません。別記資料を電子メールで提出する際のファイル名は「②養殖業改善計画書-補足 代理人説明 (株)××水産」等としてください。

② 記載内容（例）P2

設問1（あなたの養殖経営に関する現状認識や経営改善の意思等、項目ごとにPRしてください。）

ア 応募する養殖種類の養殖業事業性評価ガイドラインの別紙1（養殖業ビジネスの

事業性評価項目)の大項目及び中項目の「評価の観点」を参考にして、あなたの養殖経営に関する現状認識や経営改善の意志等について記入してください。

イ 事業性評価の結果を踏まえた改善点等についての項目も審査対象となります。

③ 記載内容(例) P 3

設問2(需要(顧客が必要とする価値の提供)を意識した生産等に関する設問)

ア 養殖業事業性評価ガイドラインの第1章、第2章を参考にしつつ、現状を把握するため、どのように需要情報を獲得し、どのような養殖生産物を提供できるのか、販売・生産の双方が共存共栄するための取引形態をどのようにしていくのかといったことも考慮して記入してください。

イ 事業性評価の結果を踏まえた改善点等についての項目も審査対象となります。

④ 記載内容(例) P 3

設問3(貴経営体の体制に関する設問)

ア 本事業の実証に際しての、業務及び会計に係る体制について記入してください。

イ 事業性評価の結果を踏まえた改善点等についての項目も審査対象となります。

⑤—1 記載内容(例) P 6、P 7

設問6-1.

(書式例3)により導入予定の資材・機材のリストを作成し、マーケットイン型の養殖業への転換にそれぞれの資材・機材の導入がどう結びつくのかを「導入による効果」欄に示し、貼付してください。(P 6)次に、導入した資材・機材を活用しどのような実証事業に取り組むのか記載してください。(P 7)

⑤—2 記載内容(例) P 8

設問6-2.

(書式例2)により資材・機材導入の導入計画及び資材・機材導入後の生産計画を記載し、貼付してください。

⑤—3 記載内容(例) P 9

設問6-3.

ア (書式例1)により6-1及び2に記入した内容を踏まえ、今後5年間の収支計画の推移を示して貼付してください。又その算出根拠を記載してください。

イ 算出根拠が1ページに収まらない場合は、次ページに記載してください。

ウ 収支計画書の記載については、本紙1ページ※をご参照ください。

⑤—4 記載内容(例) P 10

設問6-4.

6-1~3の内容を踏まえ、目標(KPI: Key Performance Indicator)を設定し、定量的に示してください。なお、経営改善に関する指標(粗利率の改善等)については必須項目とします。

⑥ 記載内容（例）P 10

設問7

各設問に対して現在の率直な意思、予定、希望に沿って記入してください。

⑦ その他

ア 養殖業改善計画書（別紙様式3）に記載する以外に参考となる資料の添付を可能とします。但し、A4版で印刷可能な電子ファイル又はA4版の資料としてください。

電子ファイルの項番、書類の名称及び応募者名は、「⑥ ○○についての補足資料 ㈱××水産」等としてください。

イ 養殖業改善計画書（別紙様式3）によらず独自の書式で申請することは可能です。但し、A4版で印刷可能な電子ファイル又はA4版の資料としてください。尚、本様式で求めた質問事項を満たしていない場合、形式要件が満たされていないとして採択不可となります。

※養殖業事業性評価ガイドライン（魚類養殖、藻類養殖、貝類養殖、その他養殖、陸上、内水面養殖（サケ・マス類、アユ）は、次の URL（水産庁の HP）で公開されています。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/jigyoseihyoka.html>

（3）応募に当たっての留意事項

①公募要領で定める「3－3. 養殖業改善計画書等の提出に当たっての注意事項」に留意して提出してください。

②応募資料提出の際には、本紙「1－1 応募者が提出すべき資料」を再確認の上、提出してください。